

# シニアユニバーシティ北浦和校第17期校友会会則（改定）

## 第1条（名称）

本会は、さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校第17期校友会（以下「本会」と称し、本会則は、本会の運営に関し必要な事項を定める  
詳細については、別途細則を定める

## 第2条（会員）

本会は、さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校17期卒業生、および入会  
を希望する同大学の他期・他校の卒業生で、第12条に規定する会費を納入し  
た者をもって組織する

## 第3条（事務所）

本会の事務所は、本会会長宅に置く

## 第4条（目的）

本会は会員相互の親睦を深めると共に、生涯学習の推進を図り、事業活動を自  
主的に計画運営し、ボランティア活動への参加の他、地域社会文化の向上に貢  
献する事を目的とする

## 第5条（事業）

本会は、前条の目的に沿って次のような事業を行なうものとする

- (1) 会員相互の親睦を深めるために必要な事業
  - (2) 教養文化に関する知識の習得などの目的の推進に沿った事業
  - (3) ボランティア活動などを通じ地域社会社会へ貢献する事業
- 年度ごとの事業計画は総会での承認を必要とする

## 第6条（役員）

本会には次に掲げる役員を置く

- (1) 会長 1名 本会を代表し、会務を統括する
- (2) 副会長 2名 会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行す  
る
- (3) 会計 2名 本会の会計を担当する
- (4) 総務 2名 本会の総務を担当する
- (5) 監事 2名 本会の会計監査を担当する

## 第7条（役員を選任）

会長、副会長、総務及び会計は、理事会で互選し、総会で承認を得る

- 2 監事は、理事会の構成員以外の会員から総会で選出する

## 第8条（役員の任期）

役員任期は、1年とする

- 2 役員欠員により新たに選任された役員任期は、前任者の残任期間とする

## 第9条（会議）

本会の会議は、総会、理事会、執行部会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする

- 2 定期総会は年1回開催し、会則、役員、事業計画及び事業予算の承認、事業及び決算報告並びに監事の選出を行う
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき又は監事から請求があったとき、会長が速やかに召集し、開催する
- 4 理事会は、各班班長、副班長及びクラブ代表者で構成し、本会の業務事項を計画立案して審議し、運営を推進する
- 5 執行部会は役員、各班代表及びクラブ代表で構成し、本会の業務運営を行うものとし、班・クラブ内で交代した時は直ちに会長に報告する
- 6 執行部会は月一回の開催とする
- 7 会議の議長は、会長とする
- 8 会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決す
- 9 会議の書記は、総務担当役員とする

## 第10条（部）

執行部には、次の部を置き、各部は部長と副部長で構成する

- 1 総務部
  - ・ 本会における渉外業務、本会の運営に必要な会議体の運営管理など会の存続に必要な事項の安定した運営を図る
- 2 企画部
  - ・ 会員相互の親睦を図り本会の目的推進に相応し事業の立案と実行推進を図る
  - ・ 連合会、協議会主催企画への協力と共助を進める
- 3 広報部

- ・ 広報紙、ホームページなどを通じて会員に有益及び必要な情報を発信し  
会員相互間の情報の共有化を推進する
- 4 財務部
  - ・ 会費及びその他金銭の授受と保管管理及び会の運営に必要な支払いを滞  
りなく実行するとともに各年度の予算・決算事務を行い総会で報告する
- 5 クラブ担当
  - ・ 本会に所属するクラブの取りまとめを通じてクラブ活動の活性化を図る

#### 第11条（クラブの設立）

クラブの設立は、代表者およびクラブ部長が活動内容を理事会に申請し、承認を受けるものとする、クラブ代表は承認を受けた時点で理事を兼務するものとする

- 1 クラブの申請は原則として5名以上のクラブ会員を必要とする
- 2 クラブ会員の資格は原則本会の会員であることとする

#### 第12条（会計）

本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる

- 2 会費は、年額1,000円/人とし、内200円/人は、さいたま市シニアユニバーシティ北浦和協議会に収める、収められた会費は、原則として返還しない
- 3 事業の実施に際し、臨時総会の承認を得て臨時会費を徴収することができる
- 4 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする

#### 第13条（上部組織への参画：連合会、協議会）

本会は、さいたま市シニアユニバーシティ校友会連合会及びその傘下の北浦和協議会に参加し、加盟する各校友会と連携を図る

- 1 連合会理事（1名）、協議会理事（2名）、連合会代議員（2名）は、役員及び会長の任命する者のなかから選出するものとする

#### 附則

この会則改定は、平成31年1月22日から施行する